



鳥取県公報

平成18年 5月16日(火)
第 7 7 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任（2件）（353・354）（八頭総合事務所農林局）…………… 1
家畜伝染病予防法による報告の要求（355）（畜産課）…………… 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（行政経営推進課）…………… 3

告 示

鳥取県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 5月16日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 前 田 優 | 八頭郡八頭町下野369 |
| 〃 | 山 本 聰 | 八頭郡八頭町水口213 |
| 〃 | 堀 場 敦 | 八頭郡八頭町塩上234 |
| 〃 | 林 正 法 | 八頭郡八頭町下野169 |
| 〃 | 小 原 茂 廣 | 八頭郡八頭町橋本223- 2 |
| 〃 | 石 井 良 一 | 八頭郡八頭町殿243 |
| 〃 | 前 田 幸 巳 | 八頭郡八頭町殿539 |
| 監 事 | 浦 林 寿 男 | 八頭郡八頭町下野13 |
| 〃 | 福 田 利 継 | 八頭郡八頭町殿406 |
| 〃 | 山 本 博 義 | 八頭郡八頭町水口232 |

平成16年 3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|-------|-------------|
| 理 事 | 前 田 優 | 八頭郡八頭町下野369 |
| 〃 | 山 本 聰 | 八頭郡八頭町水口213 |

〃 堀 場 敦 八頭郡八頭町塩上234
〃 林 正 法 八頭郡八頭町下野330-1
〃 石 井 良 一 八頭郡八頭町殿243
〃 前 田 幸 己 八頭郡八頭町殿539
〃 藤 田 栄一郎 八頭郡八頭町橋本517-1
監 事 浦 林 壽 男 八頭郡八頭町下野13
〃 福 田 利 継 八頭郡八頭町殿406
〃 山 本 博 義 八頭郡八頭町水口232
平成16年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年5月16日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

退任した役員の氏名及び住所

理 事 豊 口 茂 八頭郡八頭町茂田132
平成17年5月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 上 田 理 八頭郡八頭町茂田115
平成18年3月26日就任 任期 平成19年12月29日まで

鳥取県告示第355号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき次のとおり報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第58条の規定により告示する。

平成18年5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者
一の農場における鶏、あひる、うずら及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の飼養羽数が1,000羽以上である飼養者
- 3 報告すべき事項
農場において飼養する鶏等に係る月ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無
- 4 報告書の提出期限
報告すべき事項の対象月の翌月10日の正午（ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。）
- 5 その他必要な事項

- (1) 報告の提出場所
農場の所在地を管轄する各家畜保健衛生所長
- (2) 報告の期間
平成18年 4月 1日から当分の間

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 借入物品等の名称及び数量
- | | | |
|--------|------------|------|
| ア 借入物品 | ノート型コンピュータ | 485台 |
| イ 購入物品 | ソフトウェア | 一式 |
- (2) 借入物品等の仕様
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成18年 9月 1日から平成22年 8月31日まで
- (4) 納入期限
平成18年 8月31日（木）

- (5) 納入場所
入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。
- なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年 5月25日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成18年5月16日(火)から同年6月27日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857-26-7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年5月16日(火)から同年6月2日(金)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送信に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年6月27日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(月)午後5時までとする。)

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年6月15日(木)午後2時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

① 485sets of notebook - type computers to be leased

② A suite of software to be purchased

(2) 2 : 00 PM 15, June , 2006 : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2 : 00 PM 27, June, 2006 : Time - limit for submission of tenders

5 : 00 PM 26, June, 2006 : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : New Public Management Division Tottori Prefectural Government 1 -

220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7614

E - mail : gyouseikeiei@pref.tottori.jp

